

## 電子取引データの電子保存

### 令和6年1月から電子取引データの保存が必要になります!!

令和6年1月1日からは、電子データとしてやり取りする請求書や領収書等（電子取引データ）は、電子データとして保存することが必須となります。

どのようなデータの保存が必要なのか？

- ・紙でやりとりしていた場合に保存が必要な書類（注文書・契約書・送り状・領収書・見積書・請求書など）に相当するデータを保存する必要があります。
- ・あくまでデータでやりとりしたものが対象であり、紙でやりとりしたものとデータ化しなければならない訳ではありません。
- ・受け取った場合だけでなく、送った場合にも保存する必要があります。

どのように保存する必要があるのか？

- ・改ざん防止のための措置をとる必要があります。
- ・「日付・金額・取引先」で検索できる必要があります。
- ・ディスプレいやプリンタ等を備え付ける必要があります。

#### 対応策① 《おすすめ》

#### 専用ソフトウェアを利用する



法的要件を満たしたソフトウェアを利用します。法的要件を満たしたソフトウェアか否かは、公益法人日本文書情報マネジメント協会（JIIMA）の「電子取引ソフト法的要件認証」にて判断できます。

当事務所では、

#### FXシリーズ（証憑保存機能）

の導入を推奨いたします。



#### 対応策②

#### 一定のルールを定め、 任意のフォルダに保存する

①訂正削除の防止に関する「事務処理規程」を設け、  
②「日付」「金額」「取引先名」の検索機能を確保するルールのもと、任意のフォルダに保存する方法も認められています。

なお、任意のフォルダに保存する場合には、保存期間中にデータが消失しないようバックアップなどの措置が必要です。

### 証憑保存機能の概要

電子取引データや紙の証憑を読み込み、TKCのデータセンター（TISC）に保存できる機能です。

①ECサイト等に表示された画像ファイルを“印刷”操作でかんたんに保存（TKC証憑保存ツール）

②メール等で受け取ったPDFファイル等をドラッグアンドドロップしてかんたんに保存

← デモ動画をご覧いただけます。

○年○月  
A社 請求書



システムで簡単に検索



仕訳と紐づけてデータ保存



証憑の保存場所は不要

証憑保存機能についてのご質問は、有限会社オフィスサポートアオヤマまでお問い合わせください。

# 令和6年度税制改正のポイント

## <個人所得課税編>

### ■構造的な賃上げの実現

#### ◎所得税・個人住民税の定額減税

納税者及び配偶者を含めた扶養家族一人につき4万円（所得税3万円、個人住民税1万円）を減税

※令和6年分の合計所得金額が1,805万円以下（給与収入2,000万円以下）が対象

| 特別控除額 |                   |
|-------|-------------------|
| 所得税   | 本人 3万円+扶養家族人数×3万円 |
| 住民税   | 本人 1万円+扶養家族人数×1万円 |

#### 所得税の定額減税

##### 【給与所得者に係る特別控除】

- 令和6年6月1日以降に最初に支払を受ける給与等の源泉徴収税額から控除
- 6月に控除しきれない部分の金額は、次月以降順次控除  
(減税額は令和6年分の年末調整又は確定申告にて精算)

##### 【公的年金等の受給者に係る特別控除】

- 令和6年6月1日以降に最初に支払を受ける公的年金等の源泉徴収税額から控除
- 6月に控除しきれない部分の金額は、次月以降順次控除  
(減税額は令和6年分の確定申告にて精算)

##### 【事業所得者等に係る特別控除】

- 令和6年分の所得税に係る第1期分予定納税額（7月）から本人分に係る特別控除の額に相当する金額を控除
- 第1期分予定納税額から控除をしてもなお控除しきれない部分の金額は、第2期分予定納税額（11月）から控除  
(減税額は令和6年分の確定申告にて精算)

#### 住民税の定額減税（特別徴収）

- 令和6年6月に給与の支払をする際は特別徴収を行わず、特別控除の額を控除した後の個人住民税の額の11分の1の額を令和6年7月から令和7年5月まで、それぞれ給与の支払をする際毎月徴収する

### ■経済社会の構造変化を踏まえた税制の見直し

#### ◎子育て世帯に対する生命保険料控除の拡充

23歳未満の扶養親族を有する場合、生命保険料控除における新生命保険料に係る一般枠の適用限度額が6万円へ拡充  
(令和7年度税制改正で決定見込み)

|              | 現行  | 改正後                    |
|--------------|-----|------------------------|
| 一般生命保険料（新契約） | 4万円 | 6万円 ※ 23歳未満の扶養親族を有する場合 |

※生命保険・介護医療・個人年金の合計控除限度額については、現行の12万円から変更なし

### ■扶養控除等の見直し

16～18歳の扶養控除の縮小（令和7年度税制改正で決定見込み）

※児童手当については、所得制限が撤廃されるとともに、支給期間について高校生年代まで延長される見込み

|     | 現行   | 改正後            | （実質的には収入増加） |
|-----|------|----------------|-------------|
| 所得税 | 38万円 | 25万円（令和8年分以降）  |             |
| 住民税 | 33万円 | 12万円（令和9年度分以降） |             |

その他、令和6年度税制改正の詳しい内容につきましては、当事務所スタッフまでお問い合わせください。